

通達甲(交.処.捜2)第132号
昭和45年12月5日

各所属長殿

交	通	部	長
警	ら	部	長
刑	事	部	長
防	犯	部	長

タクシー業務適正化臨時措置法の施行に伴う東京陸運局長に対する通報について

〔沿革〕平成3年5月通達甲(副監.防.保2.対)第8号

5年3月同(副監.総.企.組)第8号

7年1月同第2号、3月同(副監.生.総.企)第7号改正

タクシー業務適正化臨時措置法(昭和45年法律第75号。以下「タクシー適正化法」という。)の施行に伴う指導取締りについては、タクシー適正化法違反事件取締要綱(昭和45年11月27日通達甲(交.処.捜2)第129号)によつて実施しているところであるが、タクシー適正化法第9条(登録の取消し等)および第10条(登録の消除)に関する東京陸運局長への通報(以下「通報」という。)は、次の要領により行なうこととしたから、誤りのないようにされたい。

記

第1 要旨

タクシー適正化法第3条により登録を受けた運転者(以下「登録運転者」という。)が、道路運送法(昭和26年法律第183号)およびタクシー適正化法に違反したとき、その職務に関して著しく不適当な行為をしたときまたは運転免許の行政処分を受けたときは、東京陸運局長によつて登録が取り消され、消除され、または効力が停止されることとなつたので、当庁においては、登録取消し等の原因となる事犯を検挙送致(送付を含む。以下同じ。)し、または運転免許の行政処分の執行をしたときは、これらを東京陸運局長に通報することとなつた。

第2 対象事犯の範囲

通報を要する事犯(以下「対象事犯」という。)の範囲は、次のとおりとする。

- 1 別表の対象事犯一覧表に掲げる事犯
- 2 登録運転者の運転免許に関する聴聞該当の行政処分事案(以下「聴聞該当事案」という。)

第3 対象事犯の掌握要領

1 警察署等における措置

(1) 警察署および本部の対象事犯取扱所属(以下「本部関係所属」という。)においては、報告の適正を期するため、次の者を報告責任者とする。

ア 警察署においては、交通担当課長(交通担当課長がない警察署においては、交通係長)

イ 本部関係所属においては、庶務担当の警部又は所属長が指定する警部

(2) 報告責任者は、各係と緊密な連絡をとり、対象事犯取扱状況を掌握して報告漏れのないようにすること。

(3) 警察署および本部関係所属の各係は、対象事犯を取り扱ったときは、すみやかにその概要をそれぞれの報告責任者に連絡すること。

2 運転免許本部における措置

運転免許本部長は、通報責任者として警部を指定し、聴聞該当事案の掌握に努めさせること。

第4 報告

警察署長及び本部関係所属長は、対象事犯の被疑者を検挙送致したときは、そのつど別記様式第1の登録運転者検挙報告書を2部作成し、すみやかに交通部長(交通捜査課交通捜査第二係経由)に報告すること。

なお、昭和45年11月1日から現在までの分については、一括報告すること。

第5 通報

通報の事務は、次によるものとする。

- 1 交通捜査課長は、前記第4の報告に基づき、そのつど別記様式第2の登録運転者検挙通報書を作成して行なうこと。
- 2 運転免許本部長は、聴聞該当事案に対する行政処分を執行したときは、そのつど別記様式第3の登録運転者の行政処分通報書を作成して行なうこと。

第 6 留意事項

- 1 警察署および本部関係所属からの検挙報告は、電子計算組織により処理されるので、作成にあたっては、明りようかつ誤記のないように十分注意すること。
- 2 対象事犯の被疑者を検挙した場合は、交通捜査課（交通捜査第二係）にこれらの犯歴の照会を行なうこと。
- 3 対象事犯の被疑者を始末書処分とした場合であつても、前記第 4 に準じて報告すること。
- 4 本部関係所属においては、検挙した対象事犯を警察署に引き継いだ場合または応援捜査に従事した場合は、警察署と密接な連絡をとり、報告漏れのないように注意すること。
- 5 通報の結果については、利害関係者等から照会があつても、これに応じないこと。

別表

対象事犯一覧表

第 1 交通地域関係			
適用法令	事犯		法条
1 道路運送法	1	無免許運送事業経営違反	第 4 条
	2	無認可運賃及び料金等の收受違反	9
	3	運送引受義務違反	13
	4	有償運送の禁止及び賃賃の制限違反	80
2 タクシー適正化法	1	無登録運転者乗務違反	第 3 条
	2	運転者証の表示義務違反	13
	3	運転者証の譲渡貸与の禁止違反	18
	4	乗車禁止地区内の指定乗場以外での運送引受違反	43
	5	不正表示の禁止違反	47
第 2 刑事生活安全関係			
当該行為の対象は、乗客（乗客であつた者、乗客となろうとする者を含む。）に対して行なわれたものに限る。			
適用法令	罪種別	事犯	法条

刑法	1 猥褻、姦淫の罪	(1) 公然猥褻 (2) 猥褻文書頒布等 (3) 強制猥褻 (4) 強姦 (5) 強制猥褻・強姦 (6) 強姦致死(傷) 強制猥褻致死(傷) (7) 淫行勧誘 (8) 第176条、第177条および第178条の未遂	第174条 175 176 177 178 181 182 179
	2 殺人、傷害の罪	(1) 殺人・嬰兒殺 (2) 殺人予備 (3) 自殺関与 (4) 傷害 (5) 傷害致死 (6) 傷害助勢 (7) 暴行 (8) 第199条および第202条の未遂	第199条 201 202 204 205 206 208 203
	3 逮捕、監禁、脅迫等の罪	(1) 遺棄 (2) 保護者遺棄 (3) 遺棄致死(傷) (4) 逮捕・監禁 (5) 逮捕監禁致死(傷) (6) 脅迫 (7) 強要	第217条 218 219 220 221 222 223
	4 略取、誘拐の罪	(1) 略取・誘拐 (2) 営利誘拐 (3) 特別誘拐 (4) 外国人移送拐取、人身売買 (5) 拐取幫助 (6) 誘拐予備 (7) 第226条および第227条の未遂	第224条 225 225の2 226 227 228の2 228

	5 窃盗、強盗の罪	(1) 窃盗 (2) 強盗 (3) 強盗予備 (4) 準強盗 (5) 昏酔盗 (6) 強盗致死(傷) (7) 強盗強姦 強盗強姦致死 (8) 第 235 条、第 236 条および第 238 条から第 241 条までの未遂	第 235 条 236 237 238 239 240 241 243
	6 横領、詐欺、恐喝の罪	(1) 詐欺 (2) 準詐欺 (3) 恐喝 (4) 横領 (5) 遺失物横領 (6) 第 246 条、第 248 条、第 249 条の未遂	第 246 条 248 249 252 254 250
	7 赃物等の罪	(1) 赃物收受 赃物故買等 (2) 私文書毀棄 (3) 毀棄	第 256 条 259 261
その他 の法 令	軽犯罪法違反	つきまとい	第 1 条第 28 号
	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	(1) 銃砲刀剣類による傷害、同未遂 (2) 常習的傷害 暴行 脅迫 器物毀棄	第 1 条の 2 1 条の 3
	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反	客引の禁止	第 7 条
	売春防止法違反	勧誘、周施等	第 5 条 6
	麻薬及び向精神薬取締法違反	禁止行為	第 12 条
	覚せい剤取締法違反	使用禁止	第 19 条
交通部長は、上記に準ずる事犯で、乗客に著しく迷惑を及ぼし、かつ、特に悪質と認められるものは、対象事犯とすることができる。			

別記様式第2

東京陸運局長 殿 警視庁交通部交通処理課長 登録運転者検挙通報書 みだしのことについては、次のとおりであるから通報する。 1 道路運送法違反 () 件 2 タクシー適正化法違反 () 件 3 業務に関して著しく不適当な行為 () 件				交処. 捜2第 号 年 月 日	
検挙署名	違反日時	違反種別	会社および営業所名	運 転 者	
				氏 名	年 令

注：違反種別については、1道路運送法違反 2 タクシー適正化法違反 3業務に関して著しく不適当な行為を1、2、3の番号で示すこと。

別記様式第3

免本 行第 号
年 月 日

東京陸運局長 殿

警視庁運転免許本部長

登録運転者の行政処分通報書

処分年月日	被処分者	住所	会社名	免許番号	処分内容